

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

|   |  |
|---|--|
| 会 議 名   | 平成24年度第2回武蔵村山市学校給食運営委員会  |
| 開 催 日 時                                       | 平成25年2月5日（火）午後3時30分  |
| 開 催 場 所                                       | 武蔵村山市役所3階 301会議室   |
| 出 席 者 及 び<br>欠 席 者                            | 出席者：小野委員長、荒田副委員長、池谷委員、青木委員、加納委員、小林委員、山西委員、峯岸委員、加園委員、寺田委員（代理：多摩立川保健所 渋谷係長）、吉野委員<br>欠席者：白戸委員、野澤委員、小関委員、小山委員<br>事務局：教育長、教育部長、学校給食課長、学校給食課学校給食センター所長、同課主査、同課栄養教諭、同課臨時職員  |
| 議 題   | 1 平成25年度武蔵村山市学校給食基本計画（案）について<br>2 給食費収納率向上対策としての給食費納入月の変更について<br>3 その他<br>4 報告事項   |
| 結 論<br>(決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)           | 議題1：平成25年度武蔵村山市学校給食基本計画（案）について<br>原案のとおり承認することに決定した。<br>議題2：給食費収納率向上対策としての給食費納入月の変更について<br>原案のとおり承認することに決定した。<br>議題3：その他<br>過年度分給食費の取扱い及び他市でのアレルギー疾患による死亡事故について委員から質疑があった。   |
| 審 議 経 過<br>(主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) | 議題1：平成25年度武蔵村山市学校給食基本計画（案）について<br>(事務局)「平成25年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）」を御覧いただきたい。<br>こちらは、教育委員会で毎年度策定しているもので、これを基本に学校給食の運営がなされるというものである。<br>(以下、「平成25年度武蔵村山市学校給食基本計画（案）」に沿って、基本方針と基本計画について説明)<br>(委員長) ただいま、「平成25年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）」について説明があった。これより質疑に入る。<br>(委 員) 年間給食日数だが、小学校2年生から6年生までの日数と中学校1年生・2年生の日数とで3日の差があるのはなぜか。<br>(事務局) 年間給食日数の根拠まで遡ると定かではないが、小学校・中学校で実際に給食を食べる日数を考えてそのような設定になっていると推察される。<br>(委 員) 未納者に対する働きかけとしては、具体的にどのようなことを行っているのか。 |

(事務局) 現年度分については、翌月、学校を通じ「未納のお知らせ」を配布している。その中で、いついつまでに口座に入金してくださいとお願いしており、翌月に2か月分入金していただければそこで2か月分引き落とせることになっている。それでも未納が続くと、催告書を個別に送る。これだけのものが未納になっているとお知らせし、いつまでに納入してくださいとの働きかけをしている。

また、前年度の3月分までは、5月までは現年として取り扱い、6月以降は過年度分として取り扱う。過年度分は、基本的に給食センターの職員が各家庭を訪問して徴収しており、そこで不在であれば不在票を投函し、その後、また連絡をしている。過年度分についても年2回催告書を送っている。

その他、現年度分については、各学校にも催告のお願いをしているので、学校から未納の方に連絡がなされていると思われる。

(委員長) ほかに質問はないようなので、質疑を終結する。

議題1 「平成25年度武蔵村山市学校給食基本計画(案)について」は原案のとおり承認することに異議はないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 「平成25年度武蔵村山市学校給食基本計画(案)について」は、これを承認することに決定する。

議題2：給食費収納率向上対策としての給食費納入月の変更について

(事務局) 給食費については、現在、ゆうちょ銀行の口座引き落としの方法により納入していただいているが、口座引き落としに係る事務手続の関係から、4月の引き落としができないため、5月末に4・5月分を納入していただき、以降、給食のない8月を除き、毎月の給食費は、原則としてその月の末日に引き落とさせていただいている。

今回の変更については、いわゆる前払い制を導入するということで、9月以降の給食に係る給食費についてはその前の月に納入していただくこととするもので、変更の概要にあるように、9月分の給食費は8月に、10月分の給食費は9月にと、1か月ずつ前倒しをし、最終の支払月を2月に繰り上げるものである。

(以下、「給食費収納率向上対策としての給食費納入月の変更について」に沿って、内容を説明)

なお、他市においては、給食を希望制として、あらかじめ給食費を支払った方にだけ給食を出すというところもあるが、本市では、今回は、納入月を変えるというだけで、給食の提供については従来と変更はない。

また、給食を給食センター方式で提供している14市について調べたところ、昭島市では、本市が今回変更を考えている内容で納入月を設定

している。昭島市は自校方式で給食を提供している学校もあり、センター方式の本市と単純に比較することはできないが、平成23年度の収納率は、本市より約0.6ポイント高くなっている。

さらに、武蔵野市の小学校給食、小平市、福生市、東大和市では、8月は徴収していないものの、最終の納入月を2月としており、このうち東大和市を除いては、平成23年度の収納率はいずれも本市を上回っているという状況であった。

保護者の中には、先に支払をするということに抵抗を感じる方もいらっしゃるかと思うが、今回の変更では、年間に支払う総額は変わらない。また、きちんと支払っている保護者にとっては、未納がなくなることが一番のメリットだと思う。それにつながる一つの方策として、このような変更を実施させていただきたいと考えているので、よろしく願います。

(委員長) これより質疑に入る。

(委員) 納入月が連続しているところがよい。途中で引き落としがない月があると、翌月忘れてしまうこともあると思う。また、3月の15日引き落としは早いと感じるし、その後に学校として未納の方に連絡をするとき、卒業生は特に困る。2月に最終引き落としが終わり、3月は学校としては連絡のできる月となれば、未納の解消につながるのではないかと考えられる。

(委員) ハード面として、納入方法を変えていくのは良いと思う。変える際には、よい機会なので、ソフト面として、支払を訴えかけていくような働きかけをしたらどうかと思う。

(事務局) 変更する際には保護者にお知らせをすることになる。その際に、給食の現状を併せてPRすれば、保護者の意識も変わると思うので、検討したい。

(委員) 引き落としはゆうちょ銀行のみか。他銀行はないのか。

(事務局) 現在の給食費の徴収システムは、ゆうちょ銀行の口座引き落としを前提としており、他の銀行の取扱いはない。経過としては、平成19年度に未納対策を検討した際、保護者にアンケートを取っているが、その中で取扱い金融機関を増やしてほしいとの意見は多くあった。しかし、ゆうちょ銀行の場合は口座振替手数料が1件10円で公費負担としているが、他の金融機関では手数料が100円、200円となり、手数料が自己負担になっても金融機関を増やしてほしいか重ねて質問したところ、それでも増やしてほしいとの答えはかなり減少した。そのような経過から、現在はゆうちょ銀行のみの取扱いとしている。一方、本日の校長会でも同じ趣旨の質問があったところであり、これから未納対策を検討する中で、保護者のアンケートも実施することも考えられる。

金融機関の変更などシステムの変更となれば相当の費用がかかってくるが、検討課題とさせていただくとお話しさせていただいたところである。

(委員) 一般企業の給与は銀行振り込みが主である。銀行からの入れ替えが手間で忘れてしまうこともあると思う。手数料が自己負担であっても手間がかからないほうがよいという方もいるかと思うので、検討していただきたい。

また、主食だけを自宅から持参する日を設けると、給食への意識が家庭でも強まると思うがどうか。

(委員長) 手数料の件は、本人負担を含めて検討をということによろしいか。

(事務局) 手数料については、ゆうちょ銀行以外の方だけ本人負担というわけにはいかないもので、従来のゆうちょ銀行利用の方については、1か月当たり10円だが、実質「値上げ」ということになる。そういったことも含め、今後の検討課題とさせていただきたい。

また、主食を自宅から持ってくるということに関しては、衛生面の関係、食中毒がもし起きたときに誰の責任なのかということがあるので、即答は控えさせていただき、御意見として受け止めさせていただきたい。

(委員) 給食費の納入月の変更については、PTA連合会から問い合わせがきて、回答したところであるが、そこで集約されて反映して、ということになるのか。

(事務局) PTA連合会からはこれから回答をいただくところである。今回は、この運営委員会で御審議いただき、またPTA連合会からの回答も加味させていただき最終的に決定することを考えている。

(委員長) ほかに質問はないようなので、質疑を終結する。

「給食費収納率向上対策としての給食費納入月の変更について」は原案のとおり承認することに異議ないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 「給食費収納率向上対策としての給食費納入月の変更について」は原案のとおり承認することに決定した。

### 議題3：その他

(委員長) その他として委員の皆様から何かあるか。

(委員) 参考資料に過年度分の給食費の徴収状況があるが、未納の調定額はいつの分まで積み上げているのか。また、遡っての催促はいつまでしているのか。

(事務局) 過年度分の給食費については、5年間遡って徴収している。

(委員) 他市で、アレルギーでお子様が亡くなられるということがあ

ったが、武蔵村山市では対策はどうしているのか。

(事務局) 調布市において、小学校5年生の女子児童が給食を食べた後に気分が悪くなり、お亡くなりになるという事故があった。

本市の対応は、小学校給食は施設が古いこと、また、中学校給食については平成22年度から委託で行っているが、その際に特にアレルギー対応を仕様に入れていなかったため、除去食・代替食といったアレルギー対応食は出していない。アレルギーがある場合には、保護者に申請していただき、給食センターからは、どの献立にどんな食材が入っているかが分かる詳細な献立表を提供し、御家庭で食べられる・食べられないの判断をしていただくこととしている。

したがって、本市においては、調布市のような「おかわり」によって事故が発生するという事はないと思っている。また、学校のアレルギー対応については、「学校のアレルギー患者に対する取り組みガイドライン」というものがあり、これに基づき、どのようなアレルギーがあるか把握し、また、保護者と協議してどういう対応をするかを決定することになっている。この件については、事故の後、対策を徹底していただきたい旨、各学校にお話しした。

(委員長) 委員からはほかにないようだが、事務局からは何かあるか。

(事務局) 委員会にお諮りするものはない。

(委員長) それでは、次第に従い、報告事項に移る。事務局から報告をお願いします。

(事務局) 平成24年度の学校給食費収入未済額等の状況について報告する。

(以下、「平成24年度 学校給食費収入未済額等の状況(平成24年12月末現在)」により、状況を報告)

過年度分の収納状況を見ると、今年度だいぶ少なくなっている印象を受けるかもしれないが、平成21年度・22年度は、現年度分の未納額がそれぞれ400万円、480万円と、他の年度と比べて多く、平成23年度については、この部分が多く徴収できたが、平成24年度については、平成23年度にだいぶ未納を解消したということで、今回収納率が若干低くなっていることを御理解いただきたい。

続いて、学校給食摂取基準の改正について報告する。平成25年4月から学校給食実施基準が改正され、児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準が改正になる。内容については、資料のとおりである。

その他として、1点報告する。今朝の新聞に多摩市が入試応援メニューとしてカツカレーを提供したという記事が掲載されており、御覧になった方もいらっしゃると思うが、本市でも、中学校給食で22日金曜日に、都立高校一般入試の応援メニューとして、カレーライス・ヒレか

|  |   |
|--|---|
|  | <p>つ・紅白サラダの提供を予定しているので、参考までに報告する。</p> <p>(委員長) いくつかの報告あったが、質問はあるか。</p> <p>(委員) 先ほどの納入月の変更だが、3月の引き落としはどうなるのか。</p> <p>(事務局) 基本的に2月の引き落としが最終として御案内し、口座に入金しておいていただくわけだが、もしそこで未納があった場合は、3月にもう一度引き落とすので、口座に入金してくださいと御案内し、3月に引き落とすこととなる。</p> <p>(委員) 在学中に督促ができるということか。</p> <p>(事務局) そのとおりである。</p> <p>(委員) それで未納が減るということは考えられるので良い方向だと思う。</p> <p>(委員長) その他、質問はないようなので、以上をもって第2回武蔵村山市学校給食運営委員会を閉会する。</p> |
|--|---|

|                         |   |                       |
|-------------------------|---|-----------------------|
| <p>会議の公開・<br/>非公開の別</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/> 公開</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-left: 20px;"></div> | <p>傍聴者： _____ 0 人</p> |
|-------------------------|---|-----------------------|

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>会議録の開示・<br/>非開示の別</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等： _____ )</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等： _____ )</p> |
|--------------------------|--|

|              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| <p>庶務担当課</p> | <p>教育部 学校給食課 (電話：560-2597)</p> |
|--------------|--------------------------------|

(日本工業規格A列4番)